

## 第3回

# 空港インフラへの規制のあり方に関する研究会 議事録

平成20年9月25日（木）

（於：内閣府3階特別会議室）

内 閣 官 房

国 土 交 通 省

## 目 次

1. 開 会	1
2. 関係者ヒアリング	
(1) 日本空港ビルデング株式会社	1
(2) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	9
(3) 株式会社東京証券取引所	19
3. 今後のスケジュール等について	28
4. 閉 会	30

## 1. 開 会

○座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回空港インフラへの規制のあり方に関する研究会を開催させていただきます。

委員の皆様方には大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の委員の出席状況ですけれども、伊藤委員がご欠席ということであります。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、まず、今回においてどういうことがあるかということですが、前回に引き続いてヒアリングを行うということであります。ヒアリングの内容としては、まず羽田空港の旅客ターミナル施設を設置・管理してございます日本空港ビルデング株式会社の鷹城勲社長、土井勝二副社長からお話を伺います。続きまして、対日投資の促進という観点から、独立行政法人日本貿易振興機構、通称ジェトロというところでありまして、そこの中富道隆副理事長からヒアリングを行い、それから最後に証券市場の観点から、株式会社東京証券取引所の飛山康雄代表取締役専務からお話を伺うという予定になっております。

前回と同様に、プレゼンテーション15分、質疑応答15分ということで、全体としてそれぞれ30分ずつということで進めさせていただきますと思います。

そして、関係者からのヒアリングが終了いたしました後に、事務局より今後の進め方について説明をしていただくと、そういう流れで本日の会合は行いたいというふうに思います。よろしくご協力のほど、お願いします。

## 2. 関係者ヒアリング

### (1) 日本空港ビルデング株式会社

○座長 それでは、早速ですが、日本空港ビルデング株式会社の鷹城勲社長、土井勝二副社長からご説明をいただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○日本空港ビルデング株式会社 おはようございます。日本空港ビルデング株式会社の鷹城でございます。よろしく願いいたします。

本日のヒアリングを受けるに当たりまして、最初に私の方から弊社の概要についてお手元にお配りいたしております日本空港ビルデング株式会社についてという資料に沿って簡単にご説明させていただきますと存じます。

まず、会社の概要でございますが、資料1ページの(1)に記載いたしましたように、当社の設立は昭和28年でございます。当社は設立当初から完全な民間資本の会社でございます。平成3年には東証の一部に上場し、現在に至っております。主な事業内容につきましては(2)に記載のとおり、羽田における旅客ターミナルビルの建設・管理と羽田、

成田、関西空港での免税売店等の運営などを行っております。

基本理念といたしましては（３）に記載しましたとおり、ターミナルビルの有する高度の公共性にかんがみ、設立当初から公共性と企業性の調和を掲げ、これを今日まで継続してまいっております。この基本理念のもと、（４）に記載しましたとおり、空港の絶対安全の確立、お客様本位の運営を含む４つの経営方針により経営を進めております。今後とも純民間資本という立場を堅持しつつ、50年余りにわたるターミナル事業者としての経験とノウハウを生かして、現在羽田で進められております再拡張事業、国際化などに貢献できるように努力を続けてまいる所存でございます。

２ページ以下におきましては、これまでのターミナル建設の歩みと現状、並びに経営に関し、私どもが心がけている点をご説明申し上げます。

まず、２．の設立の経緯及び投資額の概要でございますが、当社経営の基盤でございます、羽田空港は、第２次世界大戦後、米軍管理となり、その後我が国への返還を受け、国により整備が開始されました。しかし、当時は国家予算が不足していたため、滑走路等は国の予算で整備しつつ、ターミナルビルについては民間資本で整備することが閣議了解され、これに基づき、財界、金融、輸送業界の方々を中心に150人余りの株主の出資により、純民間資本による会社が設立されたものでございます。その後、航空輸送の急速な発展に応じ、間断なくターミナルの拡張、新設などを行ってまいりました。

これまでの代表的なターミナルの投資は、現在の羽田の第１ターミナル及び第２ターミナルの投資でございますが、この２つの事業に要した資金だけでも、合計で約2,000億円に上ります。特に平成５年、1993年の第１ターミナルへの投資1,300億円は当時の当社の年間営業収益700億円の２倍近くにも達する額でございます。これをすべて自己資本において調達する必要性から東京証券取引所に上場することとしたものでございます。

これまでの50年間の投資の内訳は、４ページの資料１に記載いたしておりますが、合計いたしますと、2,800億円に達します。この資金については、すべて民間資本によりまかなってまいっております。

次に、３．の旅客ターミナルの公共的使命と経営の考え方でございますが、旅客ターミナルビルは、すべての旅客が利用する施設でございます。航空機への搭乗に当たり、旅客ターミナルを安全、便利、快適に通過できるようにすることは、空港全体及び航空輸送体系が適切に機能する上で不可欠でございます。当社は常にこうした点を念頭に置きつつ経営に当たっており、平成19年度の経営状況は５ページの資料２のとおりとなっております。

ターミナルビル建設のための多額な投資を民間資金のみでまかない、かつ安全確保に万全を期しつつ、低廉なコストで安定的に利用していただくため、施設管理部門以外、すなわち物品販売部門等での収入及び利益の確保に力を注いでおり、このため物品販売部門等の利益が大きな割合を占める結果となっております。また、商業・サービス施設は航空旅客などを対象とした空港の重要な利便施設というふうに認識いたしております。

3 ページに入りまして、4. 安全確保の使命でございますが、ただいまご説明いたしましたように、旅客ターミナルビルは空港全体の安全と密接に関わっております。具体的に申し上げますれば、空港は一般区域、この区域にはチェックインロビーや商業エリア。保安区域、この区域は、旅客が航空機に搭乗するために利用するエリア、航空会社の事務所あるいは機械室等のエリアでございます。さらに、制限区域、滑走路やエプロン等のエリアでございますが、空港自体は大きく分ければこの3つのエリアに区分されます。

このうち、ターミナルビルは一般区域及び保安区域全体の安全確保と制限区域への旅客等の出入りを管理する役割を担っております。旅客ターミナルビルは、すべての旅客が利用する施設でございますが、ターミナルの安全確保は空港そのものの安全確保上不可欠な要素であると認識いたしております。当社の経営方針の1つでございます、絶対安全の確立は、昭和28年の会社創立以来変わらぬ経営課題として全社員に定着いたしております。この経営方針のもと、当社は設備・要員、非常時訓練、危機管理体制などの面で関係機関との密接な関係を維持しつつ、日々万全を期しております。

次に、5の賃料の軽減、その他の還元策実施でございますが、私どもは、賃料の設定に当たりまして、航空会社等と十分な協議を行うほか、旅客施設利用料につきましては国土交通省の承認を得る等適切な手続きを踏んで行っております、また、設定後におきまして、利用者からの減額要請があり、あるいはコスト低下等の事象が発生した場合には、これを適切に反映させる措置をとり、利用者への還元に努めてまいっております。

最後に、6. 国の施策への対応と民間企業としての社会的責任でございますが、お手元の資料に2つの項目を記載いたしましたとおり、私どもは民間企業として国の施策に積極的に対応、協力するとともに、ユニバーサルデザイン化やエコ対策についてもかねてより積極対応し、社会的責任を果たすべく努力してまいっております。当社はこうした努力を今後も真摯に続けてまいる所存でございますので、変わらぬご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、会社の概要についてご説明を申し上げます。

○座長 どうもありがとうございました。それでは質疑応答に移りたいと思いますので、どなたからでもご自由にご質問あるいは意見等お願いしたいと思います。どうぞ、いかがでしょうか。

○○委員、どうぞ。

○委員 ご説明ありがとうございます。前回、成田空港会社の社長にも同様のことをお聞きしましたのでお伺いしますが、1つは、平成3年の上場の際に黄金株の導入というのを検討なさいましたでしょうか。もう1つは、ルール上、可能であれば、今後、黄金株を導入するご意向はありますでしょうかということでございます。

○日本空港ビルデング株式会社 まず、最初の方のご質問の、平成3年上場時の黄金株導入についてでございますけれども、これについては検討したことはありません。これは当社自体がもともと民間資本でやってきたという経緯もありまして、それはその当時は検討

したということは聞いておりません。あと、今後のことについては、これはちょっとコメントを差し控えていただきたいと思います。

○座長 それでは、○○委員、どうぞお願いいたします。

○委員 外資が導入された場合に、当該空港のこの3つの区域の中にどういう形で外資導入が影響を与えるのか、即ち、一般区域だけにしか外資導入の影響が及ばないのか、その点についてやや具体的に教えていただければありがたいのですが。

○日本空港ビルデング株式会社 ご質問の趣旨が、当社が特に先ほど空港を3つの区域に分けると一般区域、保安区域、制限区域、大きく分けるとこの3つに分けられて、そのうち当社が直接、特に安全について関与している点については一般区域、保安区域、こちらがメインで、制限区域は出入り口の管理をしているというご説明を申し上げました。そういう観点で、外資が出資、現在もう既に我が社は30%ぐらいの出資を受けているわけですが、その外資が出資したことによって今の3つの区域にどういう影響を与えるかという点についてはちょっとお答えするのが、ご質問の趣旨がいまひとつはっきりつかめていないのかもしれませんが、よくわかりませんが。

○座長 ○○委員、いかがですか。

○委員 区域を分けるというのは安全管理の面で分けているわけですが、例えば外資が導入されて、販売等に係る施設に外資が入ってくる、といった場合はわかりやすいんですが。例えば、補給倉庫等をどこかの国の外資が導入して抑えていて、国が使用に供する場合にそこが使えないというようなことが仮にあったとしたら、そのような施設はこの一般区域、保安区域のいずれに入るかという趣旨です。つまり、この3つの区域は外資の区分ではなく安全管理の区分なんですけど、外資がどういう形でそれぞれの区域に入り、影響を与えるのでしょうか。そういう質問です。

○日本空港ビルデング株式会社 わかりました。外資が入ってきた場合にどういう点をターゲットに入ってくるかということに関しましては、外資そのもののほうとまだ具体的な話をしているわけでもございませんし、どういう形で入ってくるかについては今のところ不明でございます。

○座長 はい、○○委員、どうぞ。

○委員 ちょっと1つ、今の点に関連してご質問したいんですけども。外資が入っているといっても今現在株主として入っているということだと理解しておるんですが、株主である以上、会社が所有しておられるあるいは管理しておられる具体的な資産等に直接何かあせいこうせいと言うことはないというふうに私ども理解しているんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○日本空港ビルデング株式会社 はい。おっしゃるとおりでございます。

○座長 ほかに。

○○委員どうぞ。

○委員 今まで上場されていて、業務上何か支障を感じられたことがあったかどうか。要

は上場していることによって業務がしにくいとかそういった事項があったかということと。それから、特定の株主から経営の改善の要求なんかが今まであったかどうかということをお伺いしたいと思います。

○日本空港ビルデング株式会社 上場したことについて支障があったかどうかについては、特にありません。むしろ、やはりこれは内部的な問題かもしれませんが、やはり上場している責任を果たすために、いわゆる外から見て透明性の確保、こういうふうな面、あるいは規律等の面でむしろしっかりしてきているのではないかと、こういうふうに理解いたしております。

それと、特定の株主からの経営改善の要求について、これについてはございません。

○座長 ○○委員、どうぞ。

○委員 単純なデータの質問なんですけれども、先ほど外資比率は30%程度というお話だったのですが、主な株主の構成についてお伺いしたいのが1点です。

それから、先ほどのお話ですと、利便施設、空港の主要な利便施設と認識しているというお話だったわけですが、最近の収益の推移、それから役員の方のバックグラウンドについてちょっとお伺いしたいと思います。

○日本空港ビルデング株式会社 株主構成でございますけれども、一番大きいのは外国のファンドの方、これが約20%弱ありまして、あとは比較的数字、大体5%未満で、日本の航空会社とか金融機関とか、あるいは建設会社とか、そういう方が主な構成員でございます。外国の証券系もやはり5%未満の範囲で入っておられます。

それから、役員の構成でございますが、これは本社のほうですか、取締役が今19名おりまして、そのうち5名が社外取締役さんでいらっしゃいます。それから残りの14名は、1人は私、国土交通省出身でございますが、それ以外の方は全て会社のプロパー、生え抜きの方でございます。

○委員 収益の推移といいますか、ここ数年の。

○日本空港ビルデング株式会社 ここ数年については航空の需要が、少なくとも今年度以外は比較的順調に伸びてきておりますので、大体収益も徐々に増加し、それに伴いまして、利益のほうも大体順調に伸びています。一番直近の平成19年度については、前年に比べて増収、増益でございます。ただ、足元は非常に航空の需要がいろいろな消費が順調でないとか、あるいは燃料のサーチャージがあるとかということで厳しい状況にありまして、お客様の数も国内が横ばいぐらいで国際が数%マイナスという、そういう状況だとも思います。

○座長 他にございますでしょうか。

○委員 基本理念のなかで、公共性と企業性の調和というのをうたっていらっしゃるわけですが、これは株式公開をしていて利益を追求しないといけない。ただ、長期的には公共性の追求と企業性の調和は私できると思うんですが、短期的には当然投資の大きさによってなどで相当利益がぶれる可能性がある。上場している以上は期間期間の利益が大事で、

期間期間の株主も違うわけですので、それに対する貢献とか配分とかをしていかないといけないわけですね。そういう非常に難しい問題があると思うんですが、特にその経営上、このいろいろなご説明をいただいているんですけども、積極的に国などの要請に応じて投資をしていかないといけないところと、利益性の問題ですね、これについて特に工夫されている点があったり、あるいは考え方がもしおありになれば、お聞きしたいと思います。

○日本空港ビルデング株式会社 企業性と公共性の問題でございます。これは基本理念、委員の方がおっしゃったとおりで、片一方は民間企業としては利益を追求しなきゃいけない、あるいは公共的な役割を担う空港ターミナルビルの運営という面では公共的な役割をしっかりと果たさなきゃいけないということになっていまして、そういう面での工夫は常に我々も頭に入れつつ、あるいは監督官庁でございます国土交通省とも相談しながら、進めてまいっているわけでございます。

その中でやはり利益を出すためだけで動けない。例えば1つ例を申し上げますと、今回2010年に滑走路が羽田にもう1本できます。それで、新しい国際線ターミナルがやはりそれに沿って建設されることになっています。この会社自体は、当社は代表企業、筆頭株主にはなっておりますが、当社とは別の組織が運営することになっています。そういう状況下において、例えば今回中国との路線あるいは韓国との路線、こういうふうなものが羽田と結ぶ、その空港ができる前に結ぶというふうになってきております。

その中で、いわゆる採算面だけを重視すれば、かなりの投資、改装その他で投資が出てまいります。これが採算上合うかどうかというふうなことも考えると、必ずしも得策ではない部分もありますが、やはりこれは公共的な使命を我々は受けてやっているという責任上、それに対して投資もするし、その中でやはり民間企業としてマイナスが出ないための工夫は十分にしているつもりです。1つの例を挙げればそういうことでございますので。

そういうふうないわゆる公共性、企業性この観点からいうとかなり難しい局面もときには出てまいります。そんなところでございます。

○座長 今の○○委員のご質問に関連して、公共性とその利益追求とをいかに調和していくかというのは非常に難しい経営だと思いますが、それを的確に調和できるような形で実現していくために、株主のあり方というものがそれに影響を及ぼしてくるということは考えられると思いますが、大株主あるいは相当な力のある株主が一定の方向に線引きを求めするために、公共性と利益追求の線引きのあり方について強い発言力を行使するということは考えられると思います。

ただ青い目であっても黒い目であっても、大株主である以上はそういう行動に出る可能性は常にあるというふうに思いますけれども、それらを踏まえた上で、外資が大株主になるということがこの利益追求と公共性の調和において、何か非常に支障を生ずるようなことがあるのかないのか。その辺のことにつきまして経営をやっておられての感触あたり、もしお聞かせいただければ非常にありがたいと思います。



○日本空港ビルディング株式会社 今のご質問につきましては、やはり当社の資本構成、これが経営にどういう影響を与えるかというお話だろうと思うんですが。現実には今当社、私どもが設定してます買収防衛策の20%ぎりぎり19.89%という、外国ファンドの株主さんがいらっしゃる。この中で、資本構成について私が発言するという事は影響が非常に出てくる可能性がありますので、この点はひとつご勘弁いただきたいと、こういうふうに思います。

○座長 それは非常によくわかりますが、この検討会はまさにそこが重要問題の1つとして議論しておりますので、その点については日本空港ビルディング会社としては特段に強いこういうスタンスをとってほしいというご要望はないというふうに伺ってよろしいのかどうか。

○日本空港ビルディング株式会社 私どもも、先ほどご説明申し上げた、いわゆる空港ターミナルビルの運営というのは、これは成田会社等とは違って、滑走路あるいはエプロン等についてはお国のほうが管理し、ターミナルビルだけをうちが経営しているわけですが、この国が持っている滑走路等の基本施設と旅客ターミナルビルというのは一体になってお客様にサービスを提供していつている、そういうことから空港機能を果たしている。そういうことを考えますと、非常に公共的な施設だということに考えていまして、その公共的な役割をしっかりと理解している経営者あるいは株主、こういう方でない困るんだという観点から、実は私どもでは買収防衛策を導入しているわけでございます。それは、必ずしもその中で外資だけをターゲットにしているわけではございませんで、やはりそういうご理解をいただけない困るんだというふうな観点からそういう買収防衛策を導入して、資本の構成についても配慮していると、こういうふうなことでございます。

○座長 ほかに。

○○委員、どうぞ。

○委員 先ほど2010年に新たな滑走路ができると、そのときに施設は別会社でというふうにおっしゃいますが、それはそのほうがいいからそうされているのか、どういう経緯でそうなったのかということですね。何か支障はないのかどうか1つ。

それからもう1つは、成田空港と関西空港で免税店云々かんぬんという議論もされていますが、これは成田と関空のどのぐらいのウェイトでされているのか。要は少しだけされているのか、成田全部されているのか。私よくわかりませんが、成田の免税店とか販売の中のどのぐらいのウェイトをされているのか、またどうして一部であればされているのかというのを教えていただきたいのですが。

○日本空港ビルディング株式会社 まず、後のほうのご質問からお答えしますと、成田、関空で免税店をなぜやっているんだということでございます。ご存じのように羽田空港は昭和53年までは羽田に国際線がございまして、その空港免税店のパイオニアというのは私どもでございます。日本の空港の。そんなことから成田に国際線のターミナルビルができて、そのときにやはりそういうノウハウが必要だということから、成田の空港で

免税のお手伝いをしていったと。関空についても同様でございます。関空ができた時点で、やはり当社のノウハウを生かしたいと、こういうことで、我々も出て行きたいということもありましたし、関空会社さんからもご要請があつてやったということでございます。

○委員 免税店のどのぐらいのウェイト、成田の免税店の何割とか、関空の何割とか、イメージで結構ですが。

○日本空港ビルディング株式会社 そうですね、今のところは成田会社自体も直接の子会社がやっていますし、航空会社系の免税店もございますし、その中の1つですから、売り上げから言ったら2割あるかないかじゃないでしょうか。それと、関空会社については、関空会社が直営している店を業務受託して私どもで運営していると、こういう形でございます。これも、関空会社もほかのテナントさんが入っていますので、売り上げから言うと関空会社さん自体の全体の売り上げの、そうですね、免税店だけを取り上げますとその半分ぐらいでございましょうか。そんなところでございます。

○委員 あともう1つは。新しい滑走路、その附属設備は別会社で。

○日本空港ビルディング株式会社 はい。新しい国際線のビルは、これは実はこのターミナルを建てるについて、お国のほうがその当時PFI事業として運営主体を決めるということになりまして、その中で単独でやるよりやはり航空会社あるいは関連のところといろいろ知恵を出し合つてプロポーザルに応じたほうがいいだろうというふうな観点から、そういう形で応じたわけでございます。これについては、PFI事業ということで、株主の制限が非常に厳しゅうございますので、外資が直接入ってくるというのは今のところ考えられないのではないかとこういうふうに思っています。

○委員 その株主構成というのはどうなってるんですか、その附属設備の、イメージとして。今度の新しい方の。

○日本空港ビルディング株式会社 新しい方は私どもが34%、それとJALさん、ANAさん、両航空会社が同じ、両方足して34%。そのほかに成田会社あるいは東電、京浜急行等々10社ぐらいの構成になっております。

○座長 予定されている時間もちょっと過ぎましたので、まだまだご質問ご意見あるかと思えますけれども、ここで……。

○日本空港ビルディング株式会社 ちょっとすいません。

○座長 はい、どうぞ。

○日本空港ビルディング株式会社 ごめんなさい。先ほど〇〇先生のご質問で14名の構成でございますが、純粋にプロパーでない方が、あと航空会社出身の常勤取締役がお2人と、それから銀行出身の方がお1人おります。すみませんでした。

○座長 どうもありがとうございました。

これで、では、日本空港ビルディングのヒアリングは終了ということにしたいと思います。鷹城社長、土井副社長どうもありがとうございました。

## 2. 関係者ヒアリング

### (2) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

○座長 続きまして、独立行政法人日本貿易振興機構の中富道隆副理事長よりご説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○日本貿易振興機構 きょうはこのような機会を与えていただきましてありがとうございます。対内直接投資に関する政府の基本的な考え方と、その中でジェトロが何をやっているのかということを中心にご説明させていただきます。着席させていただきます。

お手元に対内直接投資推進に向けたジェトロの取組みについてということで資料を配付させていただいております。私どもジェトロといたしましては、中小企業の輸出促進等の事業支援、最近では農産品の輸出にも重点を置いておりますけれども、それから途上国対策、これはTICADへの協力とかEPAとかも含みます。それと、アジ研等による調査事業に加えまして、双方向の投資、特に対内投資の促進ということに重点を置いて事業をやっております。

ジェトロは海外に73の事務所がございます。それから、国内は東京本部等含めまして38カ所に事務所がございますので、地域のニーズを拾い、また海外の企業を地方に誘致するためのネットワークを持っているというように考えております。

東京本部の中には対日投資部という部がございます。大体60人ぐらいの規模でございますけれども、全力で取り組んでいるところでございます。

資料で3ページに移らせていただきます。対内直接投資残高の国際比較、これはもう釈迦に説法の世界でございますが、対GDP比で見て日本の場合には諸外国と比較をして非常に見劣りがするというところでございます。2007年ベースで日本への投資残高はGDPのわずか2.9%、アメリカは2006年に同13.5%、英国にいたっては同じく2006年に47.8%、ドイツ、フランスも高い水準にございますので、政府の目標といたしまして、2010年までに対日直接投資残高をGDP比で5%程度にしようということが目標になっておりまして、その中で実施機関の1つとしてジェトロが位置づけられているというところでございます。

それでは次に、残高を国別、業種別に見るとどうだろうかというのが4ページでございます。2007年ベースの、これは対内直投全体を見た数字でございますが、地域別に見ますと、やはりいままでのところ西欧と北米が多いということになっております。国別に見ますと、アメリカが1番、それからオランダ、フランス、英国といったような順番でございます。アジアではシンガポールが多いということです。他地域はまだまだ少のうございます。また、中東等の国・地域については、数字が出てきていないという状況でございます。

業種別には、金額で見ると金融・保険が多いですが、それに続きまして電気機械、化

学・医薬、輸送機器、卸・小売等に散らばっているところでございます。

件数ベースで見るのはなかなか難しく、これも統計の不備もございまして、さらに細かい統計があるといいと思うのですが、今のところこの残高統計を見ながら動きを見ているという状況でございます。

次に、対日直接投資促進に向けた政府全体の取組みでございます。これはジェトロが説明するのもどうかなという感じはいたしますが。全体の体系、6ページにございます。これもまた釈迦に説法の世界でございますが、対日投資促進の意義としては、ただ単に金が入ってくるだけではなくて、技術と経営ノウハウの移転という重要な意味がございますし、そういった問題意識の下に対日投資有識者会議の提言がまとめられ、動いているということでございます。

第1ステージは2003年3月から。2001年末の対日直接投資残高を2006年末に倍増ということで、これにつきましては2006年末残高で12.8兆円でほぼ達成をしたという評価でございます。

現在、第2ステージに入っております。内閣府が中心になって加速プログラムをつくりまして、2006年残高を2010年に倍増して5%程度までもっていこうということでございます。さらにこれを実現に近づけるために、対日直接投資加速プログラムを改訂をするという予定になっております。

次のページに、対日投資有識者会議で出ております5つの提言を簡単に書いてございます。M&Aの円滑化に向けての制度整備、外資規制のあり方の包括的検討、ここでの検討もその1つの系なのだろうと思います。そのほかに、セクター別の重点戦略の策定、ビジネスコストの削減と制度の透明性の向上、外資誘致による地域活性化と外資歓迎アピールの強化等という5項目でございます。

私どもジェトロといたしましては、例えば1番目のM&Aの円滑化に向けての制度整備で、M&Aに対するアレルギーというのは相当強いようでございますので、企業ヒアリング等をやりながらどのようなアレルギー解消のための方策があるのかといったような検討に参画しているところでございます。

また、地域活性化の観点からは、広域経済圏での戦略的な外資誘致が必要ということで、自治体と連携をし、ジェトロとタイアップをして広域的な投資、誘致ができるように整備を考えている、また現実に取り組んでいるところでございます。

次に、本日のテーマと関係すると思いますが、ビジネス上の阻害要因についてアンケートを実施しております。95年ごろから、項目は若干出入りがありますけれども、その最近の結果をちょっとご紹介したいと思います。

外資系の企業に我々が接触をする中で、日本の投資環境の問題点は何かと聞きますと、最近特徴的に出てまいりますのは人材確保の難しさ、これは管理的な職業、それから技術的な職業両方入っているようでございます。

それから、ビジネスコストの高さ。ビジネスコストの高さは予想されることではござい

ますが、不動産、人件費、それから税も大変指摘が多くなっております。法人税の水準が高いということではなかなか日本に来ても儲かる商売ができないという企業が多いようでございます。

それから、日本独特の製品要求水準の高さ。品質と納期について厳しいということを使う企業が多いです。

それから、4番目に閉鎖性・特殊性というのがある、これは多様な内容が入ると思いますが、95年当時は非常に数字が高かったです。一番上にきていたのですが、若干それは下に落ちてきています。

それから、規制・許認可ということで、これは多分今日ご議論いただいている内容と関係をするところかと思えます。ただ、外資規制とかそういうことだけではなくて、さまざまな業の規制、物品に関する規制等が入ると考えております。

そのほかにもここに書いてあるような項目がございますが、これらの項目が企業の判断に影響を与えているということは明らかだろうと思えます。

投資につきましては、国際競争が行われておりますので、日本の環境がよくない場合には日本に投資することをあきらめるのみならず、ほかの国に逃げてしまって、キャピタルフライトが起きるわけでもございまして、日本がどうやって適切な投資を受け入れて競争していくのかという観点から考えていかなければならないというように思っております。

私どもとしても、さらにほかの国がどうなのかということスタディする等しまして、日本の魅力を増し、またアピールできるようにすることを念頭に置いて事業を進めてまいりたいと思えます。

それから、ジェトロが行っております対日直接投資促進事業の内容と実績でございますが、10ページに政府のプログラムとその中におけるジェトロの役割を簡単に書いてございます、対日直接投資促進加速プログラムには65項目がございますけれども、大きく言って地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上、それから世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備等、内外への積極的な広報という3項目があります。ジェトロは先ほど申し上げました内外のネットワークとその中立性を使いながら、特に1と3のところに重点を置いて事業をしているということでございます。

次のページに具体的なイメージを書いてございますが、企業発掘から企業設立、事業拡大までをできるだけシームレスに支援をしようというコンセプトでやっております。まず、広報・情報提供、案件を発掘し、立上げ支援、さらに日本に進出した企業についてはまたほかの地点に投資をするとか、投資を拡大するとかいう案件を掘り出すということをやっております。

具体的なイメージでございますが、まずは国内外への広報活動が必要で、海外事務所を使いながらニーズを拾い、どこの国でセミナーをやるか等を考えまして、積極的に対日投資セミナーを開いております。

また、日本の中では地方で対日投資会議を開き、各県、特に自治体の首長とタイアップ

をして、地方の投資誘致の体制を整備するお手伝いをしているというところでございます。

次に、企業発掘、それから誘致活動の次元でございますけれども、ジェトロのオフィスには現在日本の中で6カ所にインベスト・ジャパン・ビジネスサポートセンターというのがあります。初め、外国の企業が日本を全く知らない場合に、数十日の間低廉なコストで入ってきて、そこで電話を使いコンタクトをして、また事務的なサポートを得て投資につなげてくというお手伝いでございますが、そのほかさまざまなコンサルティングサービス等を行いまして、誘致を手伝っているところでございます。

それから、地域への外国企業誘致ということにつきましては、地域の投資案件の立上げ支援、それからさまざまなビジネスマッチングをやる、自治体と連携をしながらこうした作業を進めております。

それでは、どの程度の成果が出ているかというのが12ページでございます。基本的には、対日投資は民間の企業間の判断ということになりますが、ジェトロといたしましてはそれを補完する形で案件を発掘し、呼び水として投資のお手伝いをしているという位置づけでございます。ここでございますように2003年から2007年の間に毎年大体1万件ぐらいの企業を探して、その中から出てくる企業でございますけれども、2007年で言いますと、支援の提供が1,259件、その中から来日してきた企業が183件、誘致成功までいったものが125件というような実績でございます。5年間の累積でそれぞれ5,873社、1,140社、546社ということでございます。

立地先を見ますと、大都市圏に集中するということではなくて、東京以外への地域への進出ということが成功件数の約半数ということで、地域振興に役に立っているのではないだろうかというように考えております。それでは、どんな企業がジェトロが関与することによって日本に出てきたかということで、最近の幾つかの例を挙げますと、イケアですね、それから広く展開しておりますスペイン系の衣料メーカー、それから最近プレスによく出ておりますH&M、それからプリザベーション・テクノロジーズ・ジャパン、これは書籍や文書の保存技術に強い企業だそうなんですけれども、そういう会社。それから製造業関連で、表面処理技術に強いボディコート・ジャパンといったところがございます。

このような形でジェトロとして対内投資の促進に向けて全力で取り組んでおるところでございますが、またいろいろなご指摘を踏まえながらさらに努力をしていきたいと考えております。

それで、本日のテーマにつきまして、実は空港についての問い合わせ等、私どものところにはほとんどございません。したがって、紙というところまで用意はしてございませんけれども、幾つか投資促進という観点から私どもがやっている事業との関連で述べさせていただきます。

まず第一には、やはり先ほど出ておりましたような問題点に1つ1つ対応していく努力が必要と考えます。日本の投資環境の問題点にそれぞれ解を探していかないとなかなか投資は増えないと思っております。

それから2番目に、国際競争が行われているということを頭に置きながらやらなければいけない。その場合にはやはり日本が投資を誘致する真剣な国であるというイメージも、極めて重要であろうかと思えます。

それから、より具体的に申し上げますと、当然のことですが、法的な規制を行います場合には、その必要性、合理性があると同時に、規制は最小のものでなければならぬと考えます。先ほどの支障を除くという観点からそういうふうになります。

それからもう1つは、内外の無差別ということですが、原則内外無差別を念頭に置きながらやっていくのだらうと考えます。ただし、国の安全とか公の秩序とかというのは考えなければいけないでしょうし、国の安全や公の秩序が阻害されてはならないという考え方は国際的にも共有されているように感じております。海外の企業側もそうした基本認識を既に有しているのだらうと思えます。

それからもう1つ重要な観点として、予見可能性ですね、何が起こるかということがはっきりわからないといけません。

それから、幾つも項目言って申しわけございませんが、当然のことですが、国際ルールへの整合性、OECDのコードとか、それはどの分野でも頭に置かなければいけないのだらうということですが。

いずれにいたしましても、対内投資は日本にメリットを及ぼすという面と、それから国際競争の側面が強いかと思えます。いずれの結論を得るにいたしましても、その結果をうまく国際的に発信をして、日本が投資に対して開かれた国であるということを訴えていくことが対日投資を促進する上で極めて重要なのではないかというふうに考えております。

雑駁でございましたが、以上をきょうのコメントとさせていただきます。ありがとうございます。

○座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思えますので、どの点からでも。

○○委員、どうぞ。

○委員 ご説明ありがとうございました。基本的に私も同じような考えでございます。公の秩序という点だけはちょっと私は引っかかりますが、それは余り大きな話ではないので。

それで、質問させていただきたいことが2点ありまして。今までジェトロさんが対内投資で実績として上げておられるのは民間分野がかなり多いと思うんですけども、私は社会資本の分野ですね、ここにもっと力を入れていただきたいなど。空港だとか道路だとか港湾だとかそういった分野。この分野はまずは民営化をやって、それから外資の導入という、2段階でやっていかなければいけない。その点でかなり骨の折れる分野でありますから、ぜひそういうところにジェトロさんが力を入れていただくということが大事なのではないかという点が1点です。

それからもう1つは、ぜひ空港ビルには海外にもどんどん出て行ってもらいたいと思う

んですよね。そういう際にジェットロとしてこれを支援していくというような体制ですね、要するに海外における社会資本投資、空港だとかそういったことを含めて、そういった点もいろいろと対応しておられるのかどうかという点をお尋ねしたいです。

○日本貿易振興機構 1点目のご指摘ですが、社会資本分野での対内投資誘致ということで、現実には今までのケースは民間の分野が多いと思います。これは幅広く海外の企業にコンタクトする中で、ニーズと意思のあるところを拾ったということでございます。あるいは私どものチャンネルに引っかけからず直接企業ベースでやっておられることもあるのだらうと思います。あらゆる分野での対日投資を増やすということが重要だらうと思いますので、今後の課題として検討させていただくということかと思えます。

それから、海外進出でございますけれども、実際にはもう日本も貿易収支より所得収支のほうが大きいというような時代に入っておりますし、どんどん大きな企業は外に投資をしています。中小企業ははるかに遅れていまして、ジェットロとしては中小企業中心に對外投資を支援をしていかなければいけません。質もそうですけれども、そこに重点を置いてやってきております。

企業の規模はどうかという問題はございますけれども、双方向の投資を促進することが日本の国益にかなうというように考えておりますので、外に出て行くということも積極的にサポートする方向で、今までもやっておりますし、また続けてまいりたいと考えております。

○座長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ、○○委員。

○委員 対内直接投資残高というときには内容的にどういうふうな投資を、もちろん株式投資とかそうなんでしょうけれども、どこまで含まれているのかということと。それが1点と。

それと、あとM&Aの整備が必要であるというふうなことでしたが、これは具体的に外国から見てこういった面の整備をしてほしいとかいうふうな要請が具体的におありかどうかということですか。

○日本貿易振興機構 1点目は、政府で統計をとりまして対内投資というときの通常の整理です。詳細は今持っておりませんが。短期の金融移動につきましてはカウントをしないでやっています。

それからもう1つは、私どもがカウントをしている投資案件というのは、その中で実際に会社設立と支店設立と登記を行ったものだけをピックアップして、先ほどの件数をカウントしているということでございます。

それから、M&Aのところは、正直言って余り私どもの団体ではまだまだ知見が不足していると思います。海外の企業が私どもにコンタクトをしたときにどんなことを言うのかということと、労働法制の話とか、それから製品についての安全基準とか許認可とか、あと立地についての例えば大店法上の問題があるかどうかとか、あとビザがどうかとか、多



面的なことを聞いてまいりますので、それに一々対応しながらうまく進出できるようにお手伝いをしているわけですが、M&Aそれ自体について細かく聞いてくるということは余りないです。聞いてまいりました場合には、それはいろいろ専門の弁護士さんとかレコフさんとか政投銀とかいろいろなところと相談をしながらできるだけうまく転がるようにというようにしてやっているとございます。

M&Aのところはまだ私どもの能力も上げなければいけないし、それから関係の機関とのコンタクトも増やしていかなきゃいかんという認識でございます。

○委員 ということは、M&A制度のさらなる整備を急ぐべきであるとして書いてありますが、別に特になんかということですね。何かあるかなと思ってちょっとお伺いしただけなので、なければいけないで構わないです。

○日本貿易振興機構 今後、ジェットロとしても勉強してまいりたいと思います。

○委員 わかりました。それからもう1つ、会社設立とか云々とかおっしゃいましたが、要はほとんど株式投資ということですか。例えば、私ちょっとこの分野の詳細な定義を知らないんですが、例えば不動産を買収したというのは直接投資ですよね。余り細かいこと知らなくていいんですけども、大体イメージとしてどんなところまで含まれているのかなということが知りたいだけなんです。

○日本貿易振興機構 統計上では特に大きな株式の投資で、これは単独10%以上というのがカウントされているというふうに承知しております。ジェットロが扱っているのは圧倒的にグリーンフィールドの投資が多うございまして、海外から来て、みずから工場を建てたり支店をつくられたりというケースが多うございます。

○委員 では、10%未満の株式投資は入ってないということですか。わかりました。ちょっとこの分野よくわからなかったの。

○座長 ほかに。

どうぞ、○○委員。

○委員 関連して1点、お分かりになれば教えていただきたいんですけども。直接投資の定義の話がありましたけれども、UNCTADが世界投資白書というのを毎年出していると思うのですが、それによると、世界の直投の9割はM&Aだというような指摘があるわけですが、ジェットロさんの場合は先ほど言われたようにグリーンフィールドの投資案件を主に扱っているということですが、日本の対内直投におけるM&Aの割合というのはどの程度なのかということをお教えいただければ。

○日本貿易振興機構 きれいにまとめた統計がないので、まず調べてみます。それから私どものほうに来る案件でM&Aの案件はそんなに多くないというのは事実でございます。それが正しいのかどうか、もっとやらなければいけないかどうかというのは全く、今のご指摘でございまして、別の次元の話でございまして、さらにちょっと考えてまいりたいと思います。またご指摘いただければと思います。

○座長 ほかにございますでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

○委員 対日投資有識者会議の中で外資規制のあり方の包括的検討と書いてあって、その際、内外無差別の原則の例外として外資規制を必要とする範囲と根拠を明確にし云々と書いてあるんですが、これについて何か具体的にジェットロの中で検討とかされたというのはあるんでしょうか。

○日本貿易振興機構 これはジェットロの中ということではございません。ただし、先ほど申し上げましたように、内外無差別の原則の例外として書いてございますし、推進の立場からいたしますと、やはり原則はそこに置いていただいて、ただそれでうまくいかないときはやはり個別に見ていただく。それぞれの業の観点もあろうし、分野別に違うのだろうと思います。

ジェットロといたしましては決まった方針を踏まえまして、グリーンフィールド、M&Aも含めまして対内投資が増えるように、ご指摘を踏まえながら努力をしていくという所存でございます。

○座長 ほかにございますでしょうか。

では私のほうからちょっとお尋ねしたいと思います。ジェットロ自体が対日投資案件について支援をしていくということで、12ページにありますようにこういう意味のある活動をされておられるということですが、例えば外資が日本に投資をしたいと、その投資対象というものが例えば空港であるというような場合、こういう場合ジェットロとしては対日投資を促進するという役割を担っているわけですが、支援していい場合と支援してはまずい場合ということが必然的にそこに生じてくるでしょう。そのような問題が生じた場合の仕分けの基準というものもそれなりにお持ちでない、支援していい対日投資なのかそうじゃないのかということがうまく判断できないということであるとスムーズな対応ができない可能性があると思われま。

そうだといたしますと、今言ったいかなる具体的な仕分けの基準をお持ちなのかお持ちでないのか、それらについてもしおわかりなところがあればお願いしたいと思います。

○日本貿易振興機構 見ておりますのは、基本的に事業計画がきちりしていて真剣な投資であるかという点と、あとやはり国内法制との合致するものであるかということは当然見ることになります。外資についての取扱いの考え方は国内法制の中に入ってまいりますから、その判断につきましては疑問があるときには関係の省庁と相談をしながら、ただしそのスピリットとしてはできるだけ対内誘致をしたいという方針で臨んでおります。したがって、個別案件につきましては、空港のケースは来ていないのでわかりませんが、もし引っかかりがあれば直ちに関係のところと相談をします。

同じことは例えば大店法のような規制についても言えるわけで、どうやって問題点があればそれを解決するのかという問題点解決思考で臨んでいるつもりでございます。

また具体的な問題がございましたらまたいろいろご指摘いただければ対応してまいります。

○座長 ほかにご質問、ご意見等。

○○委員、どうぞ。

○委員 すみません、もう一度定義なのですが。例えばヘッジファンドなんか10%未満でロング・ショートで売ったり買ったりしているというふうなものは入っていないとすれば、結構なボリュームがあると思うんですね。そういうふうな取引が入ってなかったとしたら定義を変えないといけないとか、そういうふうなお考えがおありかどうかということをおっしゃって。要は投資ファンドですね、マイノリティーで投資していくような、1%、2%なんかで。

○日本貿易振興機構 まず、私どもがコンタクトして私どもの網の中に引っかかってくるところでそういうヘッジファンドとかそういうところは余り入っていないというのがまず1点目です。正しいかどうかは別のことといたしまして。

それから、2番目に定義の問題は、後刻整理いたしまして、ご説明させていただきます。結局政府で直投というときの定義と同一にやっておりますので、そこのところを見てみたいと思います。その妥当性の議論があるんだとすれば、それは政府の関係部局とも考えていくということかと思っております。

○座長 ○○委員、どうぞ。

○委員 いただいた資料の対日投資有識者会議に関する部分のセクター別の重点戦略の策定という箇所についてお伺いしたいのですが、ここでは医療機器・医薬品分野で、医療機器分野に焦点を当てたアクションプログラムを策定すべきであるとされています。

その何ページか前に対内直接投資残高統計で国別・業種別比較というところを見ていきますと、化学・医薬については既に3番目に大きなセクターになっています。1番目は金融・保険業ということになっていますが、ここはお金をお金で買うような分野ですのでどうしても金額が大きくなります。この金融・保険業を除きますと、化学・医薬は、電気機械器具に続き2番目に大きなセクターであることになります。にもかかわらず、やはりここが重要だというのは何ゆえそうなのかをお伺いしたいと思います。

それから、業種別の円グラフで並んでいる業種を見ますと、金融・保険業を除くとメーカー、製造業に偏っているように見えるのですが、それについてはどういうふうにお考えかもお伺いしたいと思います。例えばイギリスなりアメリカなりと比べた場合に、日本は製造業の比率が多くて、サービス業の比率が低いというふうに言われていることも踏まえて、セクター別の重点の置き方についてどのようにお考えなのでしょうか。

○日本貿易振興機構 おっしゃるとおり、日本への投資を見ますと、サービス業が少ないです。日本の経済の生産性を見ますと、強いところもありますが、全般的にはサービス業に問題があると言われておりますし、サービスの分野での対内投資がさらに増大すべきだと思います。政府とも相談をしながら、さらにサービス業の投資をふやすべく努力を私どももしていかなきゃならないと思います。

サービス関連のところはやはりその努力をしていかなければならないということかと思

います。

それから、医療については、ここの数字の中で化学・医薬の細分を持っていないのでわからないところがございます。有識者会議の皆様から医療の分野に問題があるんだという指摘があったということを書いたままでございます。例えば医療機器の安全性の確認等に時間がかかるとか、審査プロセスがよくわからないとか、審査にもっと人を張りつけなきゃいかんというようなことを有識者の皆さんがご指摘をされて、ここはちゃんとやらなきゃいかんところだというふうにレポートに書かれたというように了解しております。

○座長 それでは、最後に、この空港インフラの規制の研究会のテーマの重要な部分であります空港に対する外資規制という問題について、ジェットロとして特段のスタンスをお持ちなのかないのか、そのあたりにつきましてはいかがでしょう。

○日本貿易振興機構 先ほど口頭で申し上げましたように、空港につきまして特に照会もございませんし、空港についてどうという判断を申し上げるだけの知見はございません。ただし、先ほども申し上げましたような障害を除去するための視点、それから国際競争裏にある日本の投資環境をどういうふうによくしていったらよいかという観点は持っているつもりでございます。

繰り返しになりますけれども、国際競争の視点と、それから規制を最小限にすべきだと考えます。それから、原則としての内外無差別、ただし国の安全とか公の秩序が問題になるケースについては個別にご検討いただくべきと考えます。

それから、当然、出ました結果については予見可能性があって、絶対の条件として国際ルールへの適合性というようなことは必要なのではないだろうかと考えます。そうした視点を持ちながらご検討いただくことが対日投資全般、この分野のみならず対日投資全般の促進に資するのではないかというふうに考えております。

○座長 今挙げられたのは問題に接近するための検討すべきポイントを挙げられたんだと思いますけれども、そのポイントを適用した結果、ジェットロとしてはどういうスタンスをとるかは特段現時点では具体的なものはないという理解でよろしいでしょうか。

○日本貿易振興機構 はい、特に今の時点ではございません。

○座長 ほかにございますでしょうか。

なければ、これで日本貿易振興機構の中富副理事長のプレゼンテーションを終了にしたいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

この後、ご用がおありになるということで退席されるそうで、どうもありがとうございました。

## 2. 関係者ヒアリング

### (3) 株式会社東京証券取引所

○座長 それでは最後に、株式会社東京証券取引所の飛山康雄代表取締役専務よりご説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○株式会社東京証券取引所 東京証券取引所の飛山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

空港インフラへの規制のあり方についてコメントということでございますけれども、個別の話になりますと事情がよくわからない部分もありますし、部外者が何かコメントするというのも適当ではないと思いますので、私からは市場管理者といいますか市場開設者の視点から資本規制に関連する問題意識などについて一般的な説明をさせていただきたいと思っております。

まず、話の前提としまして、現在のマーケットの状況でございますけれども、これはもう皆様ご承知のとおりで、最近の株式市場は昨年夏のアメリカのサブプライムローン問題に端を発した市場の冷え込み、世界的規模での金融不安などの影響から、全世界の株価が低迷する状況となっております。私ども東証も全く同じで、株価の低迷とともに、売買のほうも細まっているというのが今の状況でございます。

こうした中で、実際の売買状況、どういう投資家が売買に参加しているのかということを見たのがお手元の資料の2ページにあるものでございます。ここ数年はやはり外国人投資家の存在感が増してきておまして、2007年度では我が国株式市場におけます売買、お客さんからの注文の委託売買でございますけれども、このうちの65%が外国人によるものだという状況になっているということでございます。

また、こうした売買の状況を受けまして、3ページ目をごらんいただきたいと思いますけれども、株式保有比率、だれが日本株式を持っているかというものをあらわしたものでございますけれども、これも3割近くを外国人が持っているというような状況になっておまして、ここ5年間外国人がトップを占めるというような状況になっております。

東京証券取引所では今後日本経済の成長の維持とか発展を図っていくためには、国内外、特に外国からの良質なリスクマネーと魅力的な投資対象を集めることで、国際的な競争力の強化を図ることが必要であると考えております。

こうした売買ですとか保有の状況を踏まえますと、取引ルールでございますとかコーポレートガバナンス等を外国人投資家に理解の得やすいグローバルスタンダードに合致したものでないと、外国人投資家の離散を招いて、我が国金融資本市場の競争力の低下を招くということになってしまうというふうに考えているということでもあります。

実際に、最近のマーケットにおきましては、上場会社によります相次ぐ買収防衛策の導入でございますとか、株式持合いの復活など、株主による経営監視を弱体化させるおそれのある行動が多く見られるようになりましたし、株主の権利を薄めるという意味で大幅な

希釈化を伴う新株発行など、合法とはいえ、とても正当とは言いにくくて、また海外では例のないようなやり方で資金を調達するということで、株主の権利を侵害しているのではないかというようなケースまで見られるようになっております。

こうしたことから、海外の機関投資家が日本をどう見ているかということでございますけれども、日本は株主の権利が守られていない国であって、コーポレートガバナンスの改善、向上に向けた取組みも停滞していて、投資対象として不適切な国ではないかという声も上がっているほどであります。

こうした状況を踏まえますと、この我が国金融資本市場を内外の市場参加者にとって開かれた安心して利用できる魅力ある市場とする必要があるわけでありまして、やはりその前提としましては、内外投資者の平等な取扱い、それから株主、投資者の権利・利益に十分に配慮したルールの作成とその説明、上場会社の公開会社としてのオープンなガバナンスということが求められているのではないかというふうに考えております。

このことは一方で貯蓄から投資への流れを促進して金融立国を目指したいという立場に立っている我が国から見ましても、欠かせない施策であるというふうに考えております。また、これは本研究会におきましても論点の1つに挙げられておりますように、我が国経済の活力を維持向上させるために不可欠である対日投資を促進するというにとどまりませんで、コーポレートガバナンスの充実、あるいは株主による経営監視を通じて我が国企業の経営効率を高め、経済の活性化を図る観点からも強く求められる環境整備であろうというふうに考えております。

こうしたことから、ちょっと4ページをごらんいただきたいと思いますが、まず外資規制の導入につきましては、その一番下にありますとおり、導入されました場合には一般論でありますけれども、内外の市場参加者から相当ネガティブな反応が予想されるというふうに考えております。

次に、東証は資本規制を含めまして、いわゆる買収防衛策についてどう考えているかということを説明させていただきたいと思っております。5ページ目をごらんいただきたいと思っております。最近の上場会社でも買収防衛策の導入会社数が500社を超えたことに象徴されますように、最近の買収防衛策の急増を懸念する声が一層の高まりを見せております。

そこで、買収防衛策に関する問題につきましては、私ども東証としましては株主、投資者は買収防衛策について本当にどう考えているのかということをお早急に取りまとめまして、市場開設者としてさらなるメッセージを打ち出していく必要があると考えまして、先月に投資家意見をまとめ、報告書を公表しております。

投資家意見の中で注目すべきは、そこに書いてありますとおりで、そもそも買収防衛策自体を歓迎しないという意見が多数寄せられているということでもあります。投資家としては買収防衛策を自分たちにとってよくない効果をもたらすものとして、総じてマイナスの印象を持っているということを示しているというこの結果は、上場会社が投資家の考え方を理解する上で大変重要な点になってくるのではないかというふうに思っております。

私どもとしますと、投資家は買収防衛という声に対して非常にネガティブであるという事実を改めて上場会社に認識してもらう必要があるというふうに考えております。

それから、また株主や投資家の権利保護を基本とする我々の方針に反するような買収防衛策については私どもとしては何らかの断固たる措置をする必要があるのではないかとこのように考えているということでもあります。

この買収防衛策について、我が国においてよく見られますのは、事前警告型買収防衛策と言われるもので、ある株主が例えば20%以上の議決権を保有した場合を目安として買収防衛策を発動するかどうかを会社自身が検討することをあらかじめ表明しておくというものであります。500社超の上場会社が導入している買収防衛策のほとんどはこの仕組みであります。あくまで事前警告をするものですので、株主の側から見ますと直接的に資本規制と結びつくのではないかもしれませんが、考え方として資本規制を含めて買収防衛策が上場会社としては基本的には望ましいものではないというふうに東証としては考えているということでもあります。

やむを得ず買収防衛策を導入する場合でありましても、買収防衛策の導入についての尊重事項を上場規則の中で明示しまして、特に情報開示面を中心に株主投資者保護を図ることにしております。それが6ページ目に書いてあるところでございます。上場会社が導入する買収防衛策に関しまして、必要かつ十分な適時開示を行うことでありますとか、株式の価格形成を著しく不安定にするなど、投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策ではないということなどを買収防衛策の導入時に市場に対して詳細に説明してもらうというものであります。

こうしたことは仮に資本規制をとるといような場合においても十分に考えていかなければならないものであるというふうに考えております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。直接的な資本規制としまして、拒否権付種類株式、いわゆる黄金株の発行について触れさせていただいております。すべて一律にだめということではなくて、結局拒否権の中身の問題で、中身が拒否権付種類株式以外の普通の株式を持っている人のその株主の権利内容でございますとか、その行使が不当に制限されるような場合を上場廃止事由としまして、市場からの退場を求める、あるいは、新規上場の場合ですと、その新規上場を認めないというふうにしております。

具体的には拒否権の範囲が取締役の過半数の選解任を決められるというような重要な事項であるような、いわゆる黄金株を原則として禁止するというものであります。

一方で、会社の事業目的や拒否権付種類株式の発行目的、割当対象者の属性、当該上場会社との関係等の条件に照らしまして、株主が投資者の利益を侵害するおそれが少ないというふうに認められる場合には例外的に発行を許容する取扱いとしております。この点は上場会社だけではなくて、新規上場会社の場合も同様に実質的に審査するというようにしております。

ただし、一般的に言いますと、上場会社の新たに拒否権付種類株式を発行する場合につ

きましては、既存の一般株主がもともと有していました議決権の価値が不当に奪われることとなりますので、一般株主の利益が侵害されるおそれが非常に大きいというように考えられます。このため、既上場会社につきましては新規上場の場合と比較しましてより慎重に検討する必要が出てくるというふうに考えております。

黄金株を発行している上場会社の例としましては、もうこれもご存じのとおりで、国際石油開発帝石ホールディングスというものがありますけれども、これは上場会社として発行したものではなくて、黄金株を発行した状態で新規上場した例でございます。

このように、上場会社の場合と新規上場会社の場合では投資の前提条件が異なるということになりますので、別々に議論していただく必要があるというふうに考えております。

改めて東証の資本規制に対する考え方をまとめさせていただきますと、上場会社、一般に株式を公開している公開会社である以上、資本規制は基本的にどのような形であろうと市場サイドから見ますと余り望ましいものではないというふうに考えておりました、仮に導入されるような場合でありましても、市場サイドに影響力のない形で導入されるということが必要だというふうに考えております。

この点からは、やはり外資規制の発動というような問題は非常に問題が大きいのではないかと考えているということでもあります。

それから、また、どのような形でありましても市場に対する説明責任ということを重視していただいて、高い透明性を確保していただくということが肝要であるというふうに考えております。

私からのコメントは以上であります。どうもありがとうございました。

○座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの飛山代表取締役専務のご発言につきましてご質問、ご意見。

○○委員、どうぞ。

○委員 ご説明ありがとうございます。黄金株について伺いたいんですが。7ページの3つ目のところに「事業目的や黄金株の発行目的等に照らして、株主や投資者の権利を損なうおそれが少ないと認められる場合は対象外」とありますけれども、例えばこれは会社の業種が安全保障に係る業種あるいは公益に関わる業種という場合には、こういう事業目的や発行目的により該当しやすいと解釈できると考えてよろしいでしょうか。

○株式会社東京証券取引所 その1つだというふうに理解しております。

○座長 どうぞ、○○委員。

○委員 2点ございまして。1点は私の意見についてどうお考えかということをお伺いということなんですが。それは、買収防衛策についてでございますが、アメリカの買収防衛策なるものを見ておきますと、本来買収を不可能にするものではなくて、経営陣がいわば突然買収を仕掛けられた場合にしばらくその買収者側にもストップしてもらって、冷静な交渉を行った上でできるだけ総株主に有利な条件を引き出して買収を円滑に実現させるというそういうために用いられているのがアメリカの買収防衛策と言われるものではない



かと思っています。何となくそれが日本では買収そのものを不可能にする、あるいはもうある特定の属性の株主はもう門前払い、交渉の余地なしというような使われ方をしているのではないか、あるいはそういう使われ方をされるのではないかという見方が非常に広く広がっていて、それが非常にネガティブな買収防衛策に対する評価につながっているんじゃないかなと思うんですが。その点、東証としてはどう見ておられるかというのが1つお伺いしたいです。

それからもう1個はちょっとテクニカルな話なんですけど割と大事なことだと思っておりますのでお伺いしたいんですが。資本規制が実際に入っている銘柄の場合、例えば放送法の放送会社とか、そういう場合であっても、東証市場において株式を取得すること自体は物理的には可能だと思うんですね。従来ですと、例えば外国人投資家が保有規制の上限を超えて株式を取得していた場合は、会社に対して名義書き換えの請求をした段階で名義が書き換えられない、議決権が取得できない、その結果要するに株式を、所有権は持っているんだけど、会社には対抗できないという形になっていたというふうに理解しておるんですね。

ついでにこれが私は非常に問題だと思っております、例のライブドアが日本放送の株を突然買ったときなんか、そういう議決権を持ち得ない外国人が保有していた株というのが一挙に移動したというような話もあったと思っております、保有規制をするとかえって変なことが起きるんじゃないかというふうに思うんですが。

それはともかくとしまして、来年1月から株券が無券面化されるわけですが、その場合はこれどういうふうになるのか。つまり名義の書き換え、手続というようなものは現在のような形では行われぬというふうに理解しておるんですが、株券を買えないとかいうようなことが物理的に出るのでしょうか、そこをちょっとお伺いしたいんですが。

すみません、長くなりました。

○株式会社東京証券取引所 1点目の、買収防衛策についての考え方の問題でございますけれども、日本で考えたときも、やはり経営者が意見表明をするまでの熟慮期間ということととりあえず買収防衛策を導入するということがあったわけですが、導入してみると、どうも導入した結果としてやはり反対のほうに回るということで、そういう熟慮期間よりもむしろ買収を抑えるための方策というような側面が非常に強くなってきております。

これについては買収防衛策を導入する企業が非常に増えている反面、やはりもうやめようという企業も若干ではありますが見られますので、だんだん意識が変わってきているのだと思います。考え方としては〇〇委員の言われたとおりで、熟慮期間という考え方のほうが正しいのだろうというふうに東証としても理解しているということでございます。

それから、取得はできても名義書き換えができないケースがあると、それがペーパーレス化が起こったときにどうなるかということですが、その点につきましてはきちんとわからないのですが、取得しておいて株主名簿に載らないという状態にはならないのではない

かと思えます。

○委員 そうだとしますと、場合によってはということなのですが、例えばそういう総体としての外資規制なんかも、単独保有の規制じゃなくてですね、総体としての、例えば3分の1を超えて外資は持てないなんていう規制を入れておくと、全然気がつかないで買った人が買えないとかいうような混乱が生じるのではないかという気がするんですが。もちろん保振等でそんなの当然検討されているんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょう。

○株式会社東京証券取引所 今の状況ですと、買ってから名義書き換えするまで時間がありますので、買って保有して名義書き換えしないという状況はあるわけですが、電子化後は、証券会社のところで買って持ってますと、それは証券会社としては保振のほうに株主として登録しなきゃいけないということになりますので、そういう状況は許されないことになってしまうんじゃないかなと思っております。ちょっとそこは私も門外漢でございますので勉強してみたいと思えます。

○委員 私もこれ実は解答がなくて、ただそういうことからしても、やはり外資規制なんていうのは余り軽々に入れられるものではないということ強く思っているということをちょっと申し上げたいと思えます。

○座長 それでは、ただいま〇〇委員のご質問がありましたけれども、もしわかりましたらではまた別途事務局のほうにでもご連絡いただければというふうに思います。

○株式会社東京証券取引所 はい、わかりました。

○座長 どうぞ、〇〇委員。

○委員 今のご質問とも関係があるんですけども、外資規制を入れた場合に、東証さんとしてはどれが外資であるかということはどうやって見極めるのか。実際に可能なのかどうか。これが1点です。

もう1点は、買収されたくないきゃ上場しなきゃいいというのはあるわけですけども、そうすると東証さんとしてはどうしようもないとお考えになっているのか。上場しなきゃ今度はビジネスチャンスが拡大する可能性も小さくなるわけですが、それはそれぞれの企業が考えればいい話なのか。買収されたくないからといって全ての会社が上場しなくなるわけではないわけですから、それは放っておいて企業の判断に任せていいとお考えになっているのか。その2点について教えていただけますか。

○株式会社東京証券取引所 1点目は見極めの問題ですけども、東証で個別の会社の株主がどうなっているかというのはわかっておりません。それは上場会社のほうで書き換えたときにこの人は外人であるとかそれはわかりますけれども、東証のほうではわかりませんので、それは上場会社のほうで3分の1ですとかそういうところで抑えていただくということになります。したがって東証として見極めるということではないということです。東証としては外資規制があるかないか、それを上場するかしないかということだけの判断だということでございます。

それから、買収されたくないかや上場しなきゃいいじゃないかという話、これも極端な議論でございます。基本的にはやはり上場するということは、これも非常に理論的な話で恐縮でございますけれども、公開会社になって色々な株主の意見で経営をしていこうということでございますので、自分に都合の悪い株主であっても、自分の考え方なりを実践しつつ経営を進めていくというのが基本じゃないかと思っております。

質問に対して極めてドライに答えれば、買収されたくないのなら上場しなきゃいいんじゃないかという答えだろうと思っております。

○座長 ○○委員、どうぞ。

○委員 今の質問にも若干かかわるのかもしれませんが、今まで東証に上場していた企業でMBOで上場やめたというのはどのぐらいありますかでしょうか。また、その中で外資によって買われるのを防ぐためにMBOをやったというのがありますでしょうか。

○株式会社東京証券取引所 MBOの数がちょっと把握できておりませんが、多分10社以内ではないかと思っております。数字はちょっとわかりません、後で調べてそれは回答したいと思います。

それから、外資に買われるのが嫌だというよりも、経営者の方が経営の改善を進めていく上で株主を説得していくのがなかなか大変であるということで、自らの手でやるほうが思い切った経営ができるということでMBOをかけるというケースが多いと思います。外資を意識してMBOをされたということはあまりないような理解をしております。

○委員 逆に、外資のファンドと協力してMBOをやったという例があったと思うんですけれども。

○座長 ○○委員、どうぞ。

○委員 2点お伺いしたいと思います。まず1つ目は、東証の資料の3ページ目の投資部門別株式保有比率（市場価格ベース）に関してです。先ほどのご説明ですと、外国人の持ち株比率が今一番高いということであったと思います。私の記憶では、2005年ぐらいから日本の上場会社の中で買収防衛策の導入が進みまして、2008年に至っては合計で累積で500社以上という状況に至っています。

このグラフを単純に見ると、買収防衛策が導入が始まってから伸びているのは外国人投資家の持ち株比率ですので、買収防衛策の導入は外国人投資家の投資行動にネガティブな影響も与えてないのではないかと思えるのですが。このグラフを見る限りにおいて。

他方で、先ほどのご説明ですと、買収防衛策を入れると投資意欲を減退させるという一般論がありまして、かねがねこのギャップあるいは矛盾をどのように理解してよいのかよくわからないので、この点についてご意見をいただきたいというのが1つ目です。

それから、2つ目についてですが、東証のような証券取引所にそもそも何故上場するかということについてはいろいろな理由がありますが、大きな1つの理由としては資金調達のニーズがあげられると思います。

それで、例えば現在東証で上場されている上場会社の中で、過去10年間資本市場から

資金調達をしていない会社というのはどのぐらいあるのか教えていただきたいと思います。資金調達をしていない会社がたくさんあるということになりますと、これは多分追加資金がいらないので上場していても仕方がないのではないかという話、あるいはそういう会社は先ほど〇〇先生からもご指摘がありましたけれども、じゃあ資本市場から撤退してMBOをしたほうがアドミニストレーションコストは安くなりますから、それでもいいんじゃないかという話が出てきやすくなると思うので、その関連基礎資料として、今上場されている企業の中で過去10年間一度も資本市場から資金調達をしていない会社がどのぐらいあるかを知りたいと思っております。即答は難しいと思えますけれども。

○株式会社東京証券取引所 まず1点目の買収防衛策を導入した時期以降に外人株主が増えているので、その買収防衛策はあまり外人の投資に関係ないんじゃないかというご質問ですけれども、買収防衛策の有無によって外国人は投資するわけではなくて、基本的にはやはり日本の経済状況といいますか個々の会社の企業業績を見ながら株式を投資するというのが基本でございます。ここ5年間のところでは要するに皆さんご存じのとおりで、いざなぎ景気を越えた景気回復というようなことがあって日本の景気が非常によかったということで外国人投資家が買って来たということでございますので、この買収防衛策が外国人投資家の保有にどういう影響をしているかというのはちょっとここでは申し上げられないと思っております。

それから、資金調達を10年間やってない会社については、今数字持っておりませんで、これは後で調べてご回答したいと思います。

これは、要するに証券取引所というのは資金仲介の場でございますので、売り手と買い手がいてそこをつなぐということで、上場会社であります以上資金調達するのは一番望ましいわけでございますけれども、既存の株主の換金の場合を確保するというのもやはり証券取引所の非常な役割でございます。10年間資金調達をしていないから撤退しろとかというのは少し乱暴かなという理解をしているということでございます。

○座長 ほかにございますでしょうか。

〇〇委員。

○委員 3ページの投資部門別の株式保有比率、市場の価格ベースであるんですが。これはアメリカとかイギリスとかフランスとかという主要国では、外国人、外国人イコール外資ではないと思えますけれども、こういうのはどのような割合になっているのか。日本は相当外国人比率というのは低いと理解してよろしいのでしょうか。そういうデータがあるのであればですね。

○株式会社東京証券取引所 売買の状況をこのように日本ほどちゃんと統計的に開示している国はなかなかございませんので、詳細なデータはわかりません。やはり自国内の投資家、要するに日本でいう個人や事業法人といった投資家が売買をしている比率は日本よりもはるかに高いというふうに理解しているということでございます。

○委員 外国人比率というのはわからない。

○株式会社東京証券取引所 ちょっとわかりません。

○座長 では、○○委員、どうぞ。

○委員 まず、防衛策についてはこの3ページの図で、2005年の6月の株主総会で数社入れられて、実際には2006年から始まっているので、この数字でいくと2006、2007、2008と上がってしまっただけの話ではないかなと私は思いました。それと、これはあくまでもパーセンテージなので、投資残高といいたいまいしょうか、それが上がったか下がったかの議論が必要かなとちょっと聞いていて思ったんですが。

それはともかく、現時点では成田空港その他の空港については基本的に、現時点の私の考えですが、インフラであって、かつ代替性がないものについては外資規制じゃなくて株主規制、外資ということじゃなく株式規制をするという考えで私はいるんですが。その辺どうお考えかが1つ。

それからもう1つは、昨年優先株とか種類株の上場についての委員会というのがあって報告書を出されて、ことしの春ぐらいから種類株の上場を促進していきましようという報告書が出ていると思うんですが、実際なかなか出てこない。成田空港も含め、優先株とかそういったものの上場という可能性も私十分あると思うので、その辺の種類株の上場の市場の見方ですね、東証さんどう考えておられるのかということをお伺いしたいと思いません。

○株式会社東京証券取引所 今言われた外資規制以外の資本規制、例えば大口保有規制などに対する考え方ですけれども、基本的には先ほど言いましたとおり、規制がないほうがやはり経営者のところで色々な株主を意識して経営されるので効率性は上がるというふうに考えておまして、ないほうが望ましいと思います。

仮に国防の問題などで入れるということであれば、やはり外資規制よりもそれ以外の大口保有規制とかそういう考え方のほうがいいのではないかと考えております。

個々の会社でどうこうというのはちょっと私もよくわかりませんので、それについてはコメントを控えさせていただきます。

それから、種類株について、これは先生にもご協力いただいて答申を出したんですが、それに基づき、この4月ぐらいから色々手当てをして発行し、上場できるような形にしております。これは東証としてネガティブに考えているということではございませんので、機会をとらえて推進していきたいというように思っております。

○座長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○委員 先ほど外資規制よりは大口保有規制でというお話がありましたけれども、大口保有規制とそれから黄金株とでは何か、どちらがいいとかというご意見あるのでしょうか。そこはどっちもどっちでいろいろ個別難しいのか。特に何かランクがあれば教えていただきたい。順位付けがおありであれば教えていただきたい。なければ別に。

○株式会社東京証券取引所 ちょっとそこまでは社内で議論しておりませんので、個人的

に言いますと、やはり黄金株というのは非常に問題があるかなと理解しております。黄金株よりも大口保有規制のほうが、これは事例もありますし、いいのかなと思います。黄金株については、海外でも黄金株を導入していた企業が廃止するという動きもありますので、あまり積極的なところではないのではないかと思います。これは個人的な意見でございます。

○座長 ほかにございますでしょうか。

それでは、ちょっと私のほうから。4ページのところで一般論として外資規制の導入というのは内外の市場参加者からネガティブな反応が予想されるとあるので、私もそうだと思いますが、例えばこういう見方があったとしたらどうかということについてお尋ねしたいと思います。例えば外国人の投資家が、その投資家がいる国ではそういう規制がなされているという、そういう国の投資家が日本で同種の規制が導入された場合に、非常にネガティブな反応が出てくることになるのか、つまりこの一般論の範囲内におさまるものなのかおさまらないものなのか。ということは、それを押していきますと、グローバルなスタンダードに基づく外資規制というものがもしあるとすれば、そのグローバルなスタンダードを導入したような場合はこのマーケットのネガティブな反応というのはかなり減少するのではないかという見方も考えられるかと思いますが。そういう考え方につきましてはどのようなとらえ方をされますでしょうか。

○株式会社東京証券取引所 ちょっと今の議論、かなり個別な話に近くなっているので微妙な話なんですけれども、やはり外国人投資家も自分の国とかに照らして、やはり日本は特殊なことをやってるということで問題意識を持っておりますので、今先生言われたとおり、1国だけがやってるならともかく、全体としてどの国もやっていますというような規制であれば、それは受け入れられるんじゃないかと思います。ただし、その場合でもやはりグローバルスタンダードになっているという説明は必要んじゃないかという理解をしているということです。

○座長 それでは、予定の時間もちょっと超過いたしましたので、これで東京証券取引所のヒアリングを終了したいと思います。

どうも、飛山代表取締役専務、ありがとうございました。

### 3. 今後のスケジュール等について

○座長 それでは、本日最後の議題ということですが、事務局から今後の審議の進め方について説明をお願いしたいと思います。

○国土交通省首都圏空港課長 それでは、ご説明させていただきます。資料5「第4回以降の審議の進め方について」と題してございます。

今後の審議スケジュールは、あと4回予定をしておりますけれども、空港に求められる具体的機能・責務等について主に以下の申し上げる面から整理をし、それらを踏まえて、

開かれた投資環境の要請と両立する法制その他の措置、具体的には資本規制さらには行為規制のあり方を検討してはどうかということでございます。

空港に求められる具体的機能・責務についての検討の側面としましては、まず安全保障、2番目にテロ・ハイジャックの未然防止、3番目に大規模災害への対処、4番目に航空需要、利用者ニーズ等を踏まえた適切な設備投資・サービス提供を掲げてございます。

第4回、10月9日、第5回、11月6日、この2回において、今申し上げました諸点について審議をしていただいたらどうかということでございます。

大きく分けまして、上の4項目のうち、(2)から(4)の部分、これは空港の日常の運用にかかわる部分でございますので、第4回において主にこの(2)から(4)までの項目、それから第5回におきまして、その議論の結果を踏まえたものに加えて、さらに(1)の安全保障の観点の議論をお願いしたいと思っております。その上で、第6回、11月27日に報告書の原案についてご審議をいただき、第7回の12月11日にとりまとめをお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、第4回以降の審議の進め方につきましてご意見等ございますでしょうか。

それでは、こういうテーマでこういう順序で……。

○○委員、失礼しました。

○委員 すみません、確認させていただきたいことが1つあります。こういう論点を整理されて今後限られた回数 of 審議を進めるとするのは非常によろしいと思います。私が1つだけ確認させていただきたいのは、(1)から(4)まで具体的な項目が挙がっております。それで、空港に求められる具体的機能と責務、それから開かれた投資環境とその両立と、これはおっしゃるとおりだと思いますので、この方向で検討することを進めていただきたいんですが。

確認したいのは(4)、私のぱっと見た印象では、航空需要とか利用者ニーズとか適切な設備投資・サービス提供と、空港そのものあるいは空港の中のことは非常に明確に規定されておりますけれども、私の認識では、空港の具体的機能・責務というのは周辺の地域とも分かちがたく関係がありますので、この等に入っているかもしれませんが、単に空港の基本施設とか付帯施設とかあるいはターミナルとかいうだけではなくて、もうちょっと広域的とか広い範囲とかあるいはターミナルとかいうだけではなくて、もうちょっと広域的とか広い範囲とか、そういうふうには空港をとらえてこの問題を検討していただくことを私は希望したいわけです。場合によってはもう入っているのかもしれませんが。これは今後の審議の過程で結構ですから、私の意見とか希望とか、それだけ申し上げておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○座長 ご注意どうもありがとうございます。私の理解では、この「等」にその問題が含まれているということでもありますので、引き続きその問題につきましてもこの研究会で議論を深めていくということにしたいと思っております。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

なければ、では今の〇〇委員のご指摘等も反映した上での検討をこのスケジュールに従って行いたいというふうに思います。

#### 4. 閉 会

○座長 それでは、本日予定いたしました議事はすべて終了ということになりますが、事務局のほうから次回の予定につきまして説明をお願いいたします。

○内閣官房参事官 次回の研究会でございますけれども、10月9日、木曜日、午前10時から、本日と同じこの会議室、内閣府3階特別会議室でございますけれども、ここで開催する予定でございます。議題といたしましては、先ほどご議論いただきました諸点から制度のあり方についてご議論をいただきたいというふうに存じます。

○座長 あと5分残っておりますが、特にご発言等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして研究会を終了ということにさせていただきますと思います。

この後、12時30分より内閣府5階会見室において、内閣官房及び国土交通省より記者ブリーフィングが行われるということでございます。

それでは、これで終了ということで、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

午前11時53分閉会